

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の指定について

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の指定について

1 埼玉県地域保健医療計画での位置付け

- 第8次埼玉県地域保健医療計画では、「『在宅医療において積極的な役割を担う医療機関』については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院が担うことを想定され、」と記載。
⇒ 本県では、既に在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院が在宅医療において積極的な役割を担っていることから、個別の医療機関を「積極的役割を担う医療機関」として位置付けていない。

2 前回の部会（R7年度第1回）で決定した方針について

- 厚生労働省の指針において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」を医療計画に位置付けることになっていることから、個別の医療機関を「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として指定し、県のHPで公表する。
- 指定する医療機関については、市町村から県に推薦してもらう。
- 推薦依頼は県から市町村に行く（必要に応じて市町村から郡市医師会に相談をしてもらう）。

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の指定について

3 市町村への推薦依頼の概要

推薦期間

令和8年5月1日（金） 県内市町村へ照会

令和8年7月24日（金） 提出期日

推薦方法

医療機関名、所在地、連絡先、在支病・在支診などの種別等を記載した一覧様式を県へ提出

※推薦する医療機関の同意が必要

説明会

令和8年5月21日（木）市町村向け説明会開催（オンライン）

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の指定について

3 市町村への推薦依頼の概要

医 第 1 3 0 - 1 号
令和 8 年 5 月 1 日

各市町村在宅医療・介護連携推進事業主管課長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長 田中 謙介
(公印/省略)

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の推薦について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在の第8次埼玉県地域保健医療計画（計画期間：令和6～11年度）（以下「8次計画」という。）では、「積極的役割を担う医療機関が必要となる」と定めてきたところです。

県では、これまで検討を重ねてきましたが、市町村が積極的に「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」との連携を図ることが重要であることから、市町村に推薦を依頼することとしました。

つきましては、御多用のところ誠に恐縮ですが、貴市町村における「積極的役割を担う医療機関」について、下記のとおり御推薦いただきますようお願いいたします。

なお、一般社団法人埼玉医師会会長に対して、都市医師会宛てに、市町村から「積極的役割を担う医療機関」の推薦に係る相談があった場合には協力いただきたい旨の文書の発出について別途依頼しますので、念のため申し添えます。

記

1 医療機関の推薦について

次のア～ウの項目を満たす医療機関を推薦してください。

ア 在宅医療の機能（①入院支援、②日常の療養生活の支援、③急変時の対応、④在宅での看取り）の充実に向け、次のことを行う在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所であること。

なお、該当する医療機関が所在しない場合には、必ずしも在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所である必要はないこと。

- ・ 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供
- ・ 他の医療機関を支援
- ・ 医療や介護、障害福祉の現場で多職種連携の支援

イ 厚生労働省通知「疾病・事業及び在宅医療体制に係る医療体制について」（令和5年6月29日付 医政地発 0829第3号、以下「国指針」という。）の「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項については、推薦時点で必ずしも全て満たしている必要はないが、医療機関には今後の方向性として留意していただきたいこと（国指針の内容については、参考資料を参照）。

ウ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けられることに医療機関が同意していること。

＜留意事項＞

- ・ 複数の医療機関が該当する場合には、それらの医療機関を推薦いただきますようお願いいたします。

また、推薦できる医療機関がない場合には、近隣の市町村と協議の上、近隣の医療機関と連携を図られて関係市町村から医療機関を推薦いただきますようお願いいたします。

- ・ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けられた場合、県のホームページに医療機関名を掲載します。

2 推薦期日・提出方法

推薦期日：令和8年7月24日（金）

提出方法：別紙回答様式により、電子メールにより提出をお願いいたします。

提出先：a3530-00@pref.saitama.lg.jp

※ メール の 件 名 は、【市町村名】積極的役割を担う医療機関の推薦について」としてください。

3 説明会の開催（オンライン）

今回の推薦依頼について、オンライン説明会を開催しますので、関係職員の参加について御配慮ください。

日 時：令和8年5月21日（木）11：00～12：00

URL：<https://teams.microsoft.com/join/49876313645490?p=AkcfKkA10GVWzFfSSv2>

会議 ID：498 763 136 454 90

パスコード：Bb6d9eT8

会議への参加方法については、別添「Teamsでの御参加について」を御覧ください。

4 その他

ア 今回の照会に係るQ&Aを作成しましたので、御参照ください（資料1）。

イ 医療機関向けの資料を作成しましたので、必要に応じて御利用ください（資料2）。

ウ 毎月、関東信越厚生局から提供されている「届出受理医療機関名簿（在宅医療関連情報でフィルタされている名簿）」をお送りしていますが、最新の名簿（3月時点）をお送りしますので、在宅医療機関の参考としてください（資料3）。

なお、資料3の〇列「届出記号」でフィルタされている項目は、次のとおりです。

- ・ 在医総管：在宅時医学総合管理科及び施設入居時等医学総合管理科
- ・ 在看：在宅患者訪問看護・指導科及び同一建物居住者訪問看護・指導科の注2
- ・ 在後病：在宅療養後方支援病院
- ・ 支援診1：別添1の「第9」の1の(1)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 支援診2：別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 支援診3：別添1の「第9」の1の(3)に規定する在宅療養支援診療所
- ・ 支援病1：別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 支援病2：別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 支援病3：別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院

※ 「在看」の「注2」、在支援1～3、在支援1～3の「別添1」は、診療報酬上の記載で、今回の通知の内容ではありません。

担 当：在宅医療推進担当 島元・高野

電 話：048-830-3545

e-mail：a3530-00@pref.saitama.lg.jp

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の指定について

4 市町村からの回答状況

回答数

53市町村 ※残りの市町村は医師会等と調整中

病院・・・41か所 診療所・・・119か所 計 160か所

回答の内訳

在宅療養支援病院①	7か所	在宅療養支援診療所①	12か所	在医総管（施設総管）	11か所
在宅療養支援病院②	12か所	在宅療養支援診療所②	59か所	在宅療養後方支援病院	10か所
在宅療養支援病院③	9か所	在宅療養支援診療所③	38か所	その他	2か所

在宅医療において積極的役割を担う医療機関の指定について

5 県のHPでの公表

掲載項目

① 医療機関の所在市町村 と ② 医療機関名 のみを公表

【HP掲載イメージ】

〇〇保健医療圏

所在市町村	医療機関名
A市	〇〇病院
A市	△△△クリニック
A市	□□クリニック
B市	●●病院
B市	▲▲病院
B市	■ ■ ■ クリニック

6 医療機関リストの更新

年1回市町村宛て更新の照会を行い、HPのリストを更新する。